## 広島県病害虫防除実施方針

平成 21 年 4 月 広 島 県

農業生産の安定と生産性の向上を図り、環境の保全に配慮した、良質で安全な農作物の生産を行うためには、病害虫及び雑草の防除等(以下「病害虫防除」という。)を的確かつ安全に行うことが、極めて重要である。

このため、農作物病害虫防除実施要綱(昭和 48 年 9 月 20 日制定)に基づく防除組織の整備、発生予察情報の精度向上及び農薬の安全使用等に努めるとともに、病害虫・雑草防除基準を定め、次の事項に留意して病害虫防除の適正化を期するものとする。

- 1 病害虫防除を効率的に実施するため調査体制,指導体制及び共同防除体制の整備に努める。
- 2 病害虫発生予察情報,要防除水準を活用し,適切な農薬の選定により 適期に経済的かつ省力的な防除を行うとともに,耕種的・生物的・物理 的防除法を含めた総合的病害虫・雑草管理(IPM)に努める。
- 3 農薬を使用する際には、農薬の使用基準や使用上の注意事項を遵守する。
- 4 農薬使用による人畜・魚介類に対する危被害を未然に防止するため, 次の事項を遵守する。
- (1) 農薬の飛散等による環境への影響に配慮する。
- (2) 低毒性の農薬を選定する。
- 5 農薬散布に当たっては、次の事項を遵守する。
- (1) 防除後に薬液が残らないよう一度で使い切る量を調製する。
- (2) 農薬の飛散防止対策を徹底する。
- (3) 器具及び容器の洗浄液及び空容器等は適正に処理する。
- 6 水質汚濁性農薬の使用に当たっては、水質汚濁性農薬被害防止対策実 施要領(昭和46年6月17日制定)を遵守する。
- 7 農薬抵抗性害虫・雑草及び農薬耐性菌の発生を回避するため、同じ作 用機作を有する農薬の連続使用を避ける。